

子育て世帯の 皆さま



最大
90万円

令和7年度

上野原市子育て世帯住宅取得支援補助金

上野原市では、子育てしやすい街づくりを推進するため、市内で新生活を開始する子育て世帯に対し住宅の取得等に要する費用の一部を補助します。

対象 世帯

- ①婚姻後5年以内
 - ②夫婦の年齢が婚姻日において39歳以下
 - ③18歳までの子を養育している 等
- ※この他所得や住所などの各種要件があります。

補助 内容

- ①新築住宅の取得 最大60万円
- ②中古住宅の取得・改修 最大90万円

詳細は裏面をご確認ください

問 い 合 わ せ

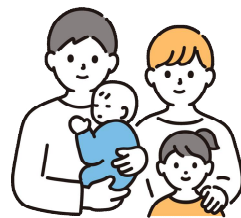
上野原市役所

子育て保健課 子育て支援担当 ☎ 0554-62-4134

補助対象世帯

①から⑩の全てに該当する必要があります。

- ① 婚姻後5年以内のご夫婦（令和7年度申請は令和2年4月1日から令和6年12月31日までに婚姻届を提出し受理されていること。）
- ② 婚姻日において夫婦のいずれもが39歳以下であること。
- ③ 申請日において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している（妊娠中を含む）こと。
- ④ 夫婦の合計所得が500万円未満（交付申請日の属する年の前年）であること。
- ⑤ 入居する住居が本市にあり、夫婦双方又は一方が当該住居を住民票の住所としていること。
- ⑥ 当該住宅の所有者が申請者又はその配偶者であること。
- ⑦ 市区町村税等を滞納していないこと。
- ⑧ 夫婦の双方又は一方が過去に同様の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑨ 補助金の交付を受けた日から5年を超えて市内に定住する意思があること。
- ⑩ 夫婦のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと。



補助金の額



交付決定年度内に支払った住居費（※）及び引越費用を合計した額で、次の①②の額が上限（令和7年4月1日～令和8年3月31日までに支払ったものが対象）

① 新築住宅の取得

婚姻日において夫婦いずれもが39歳以下 最大30万円

婚姻日において夫婦いずれもが29歳以下 最大60万円

② 中古住宅の取得及び改修

婚姻日において夫婦いずれもが39歳以下 最大60万円

婚姻日において夫婦いずれもが29歳以下 最大90万円



※住居費…新たに自己の居住用の住宅取得費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（土地代、外構に係る工事費、家電の購入及び設置に要する経費は除く）

問い合わせ

上野原市役所

子育て保健課 子育て支援担当 ☎ 0554-62-4134